

年 月 日

移動式クレーン等
車両系建設機械 使用届

事業所の名称 _____ 一次会社名 _____
 所長名 _____ 殿 持込会社名 _____
 (次) _____
 代表者名 _____ ㊞ _____
 電 話 _____

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
 なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名				代表者名			
				㊞			
機 械	名 称	メーカー	規 格 ・ 性 能		製造年	管理番号 (整理番号)	
	持込年月日	年 月 日	使用場所		年	自社・リースの区別	
	搬出予定年月日	年 月 日				自社・リース	
運 転 者 (取 扱 者)	氏 名			資 格 の 種 類			
自 有 主 効 期 限 査 限	定 年次	年 月 日	移動式 クレーン等 の性能検査 有効期限	年 月 日	自 動 車 検 査 証 有効期限	年 月 日	年 月 日
	月次	年 月 日					
	特 定	年 月 日					
任 意 保 険	加入額	対人	千円	搭乗者	千円	有 効 期 限	
		対物	千円	その他	千円	年 月 日	
接触防止措置等							
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項							
元 請 確 認 欄			受 付 番 号			受 付 確 認 者	
担 当 者					年 月 日		

持込時の点検表

所有会社名				代表者名										
				㊞										
移動式クレーン等				車両系建設機械等										
点検事項		点検結果		点検事項		点検結果								
		(a)	(b)			(a)	(b)							
A ク レ ー ン 部 (上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置			D 安 全 装 置	旋回								
		過負荷防止装置				各種	バケット							
		フックのほずれ止め				ロ	ブーム・アーム							
		起伏制御装置				ック								
		旋回警報装置												
	制御装置	主巻・補巻				E 作 業 装 置	警報装置							
		起伏・旋回					アウトリガー							
		クラッチ					ヘッドガード							
		ブレーキ・ロック					照明							
		ジブ					操作装置							
	作業装置	滑車					F 走 行 部	バケット・ブレード						
		フック・バケット						ブーム・アーム						
		ワイヤロープ・チェーン						ジブ						
		玉掛用具						リダ						
		その他						ハンマ・オーガ・パイプロ						
B 車 両 部 (下部走行体)	走行部	ブレーキ			G 電 気 装 置			油圧駆動装置						
		クラッチ						ワイヤロープ・チェーン						
		ハンドル						吊り具等						
		タイヤ						滑車						
		クローラ						ブレーキ						
	安全装置等	警報装置				H そ の 他		駐車ブレーキ						
		各種ミラー						ブレーキロック						
		方向指示器						クラッチ						
		前後照灯						操縦装置						
		左折プロテクター						タイヤ・鉄輪						
	C ゴ ン ド ラ	アウトリガー					点 検 日	クローラ						
		昇降装置						年 月 日	配電盤					
		ベッセル							点 検 者	配線				
		後方監視装置								㊞	絶縁			
		突りよう									年 月 日	アース		
作業床			点 検 日											
昇降装置				年 月 日										
電気装置					点 検 者									
ワイヤ・ライフライン												㊞		

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。
 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。
 4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(42)まではD、E、F、G欄を、(43)から(47)まではB欄を、(48)はB、D、E欄を使用して点検すること。
 5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)欄を利用すること。

- 機 械 名
- クレーン
 - 移動式クレーン
 - デリック
 - エレベーター
 - 建設用リフト
 - 高所作業車
 - ゴンドラ
 - ブル・ドーザー
 - モーター・グレーダー
 - トラクターショベル
 - ザリ積機
 - スクレーパー
 - スクレープ・ドーザー
 - パワ・ショベル
 - ドラグ・ショベル(油圧ショベル)
 - ドラクライン
 - クラムシエル
 - バケット掘削機
 - トレンチャー
 - コンクリート圧砕機
 - くい打機
 - くい抜機
 - アース・ドリル
 - リバース・サーキュレー
 - ジョン・ドリル
 - せん孔機
 - アース・オーガ
 - ペーパー・ドレーン・マシン
 - 地下連続壁施工機械
 - ローラー
 - クローラドリル
 - ドリルジャンボ
 - ロードヘッダー
 - アスファルトフイニッシュャー
 - スタビライザ
 - ロードブレーナ
 - ロードカッター
 - コンクリート吹付機
 - ボリングマシン
 - ブレーカ
 - 鉄骨切断機
 - 解体用つかみ機
 - 重ダンプトラック
 - ダンプトラック
 - トラックミキサー
 - 散水車
 - 不整地運搬車
 - コンクリートポンプ車
 - その他

令和2年7月18日

抹消する。

移動式クレーン
車両系建設機械

使用届

現場代理人でもよい。

持込会社の現場代理人(現場責任者)でもよい。

事業所の名称 八重洲建設(株)丸の内ビル作業所
所長名 夏川二郎 殿

一次会社名 大山建設(株)
持込会社名(二次) 株山田工務店
代表者名 間島健児
電話 03-0341-XXXX

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

Form with fields for company name (株式会社 山下組), crane details (移動式クレーン), operator info (品川五郎), insurance (任意保険), and contact info (元請確認欄).

持込時の点検表

所有会社の出庫責任者でもよい。

Table with columns for company name (品川リース(株)), representative name (品川次郎), and inspection items (安全装置, 制御装置, etc.) with checkmarks.

- 機械名 (1) クレーン (2) 移動式クレーン (3) デリック (4) エレベーター (5) 建設用リフト (6) 高所作業車 (7) ゴンドラ (8) ブル・ドーザー (9) モーター・グレーダー (10) トラクターショベル (11) ざり積機 (12) スクレーパー (13) スクレーブ・ドーザー (14) パワー・ショベル (15) ドラグ・ショベル (油圧ショベル) (16) ドラグライン (17) クラムシェル (18) バケット掘削機 (19) トレンチャー (20) コンクリート圧砕機 (21) くい打機 (22) くい抜機 (23) アース・ドリル (24) リバース・サーキュレション・ドリル (25) せん孔機 (26) アース・オーガー (27) ベーパー・ドレーン・マシン (28) 地下連続壁施工機械 (29) ローラー (30) クローラドリル (31) ドリルジャンボ (32) ロードヘッダー (33) アスファルトフイニッシャー (34) スタビライザ (35) ロードブレーナ (36) ロードカッター (37) コンクリート吹付機 (38) ボーリングマシン (39) ブレーカ (40) 鉄骨切断機 (41) 解体用つかみ機 (42) 重ダンプトラック (43) ダンプトラック (44) トラックミキサー (45) 散水車 (46) 不整地運搬車 (47) コンクリートポンプ車 (48) その他

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。 4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(42)まではD、E、F、G欄を、(43)から(47)まではB欄を、(48)はB、D、E欄を使用して点検すること。 5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)欄を利用すること。

- 6. 場内搬入後、持込機械届済証を当該機械に貼付すること。 7. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。 8. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

令和2年7月18日

抹消する。

移動式クレーン
車両系建設機械

使用届

現場代理人でもよい。

持込会社の現場代理人(現場責任者)でもよい。

事業所の名称 八重洲建設(株)丸の内ビル作業所
所長名 夏川 二郎 殿

一次会社名 大山建設(株)
持込会社名(二次) (株)山田工務店
代表者名 間島 健児
電話 03-0341-XXXX

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名				代表者名			
株式会社 山下組(二次)				間島 健児			
機械の呼称名を記入		名称	メーカー	規格・性能	製造年	管理番号(整理番号)	
機械		ドラグショベル(クレーン機能バックホウ)	港区機械(株)	機体重量 5トン バケット要領 0.22m ³	H11年	101	
持込年月日	R2年7月20日	使用場所	地山掘削作業に伴う土止め支保工現場		持込会社の管理番号を記入	自社・リースの区別	自社・リース
搬出予定年月日	R2年10月31日						
運転者(取扱者)	氏名		資格の種類				
	(正) 岩手 二郎	(副) 山田 四郎	車両系建設機械(整地等)運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許等 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許等				
自有主効検査期限	年次	年月日	移動式クレーン等の性能検査有効期限	年月日	自動車検査証有効期限	年月日	作業に必要な免許資格等を記入
	月次	年月日		年月日		年月日	
車両系建設機械、高所作業車等の特定自主検査の有効期限について記入	対人	千円	搭乗者	千円	有効期限		
	対物	千円	その他	千円	年月日		
接触防止措置等	稼働範囲立入禁止措置						
機械等の特性・その他の使用上注意すべき事項							
元請確認欄	元請確認欄		受付番号		受付確認者		
担当者	秋山		4		R2年7月19日		秋山

持込時の点検表

所有会社の出庫責任者でもよい。

所有会社名				代表者名			
(株)山田工務店				間島 健児			
移動式クレーン等				車両系建設機械等			
点検事項	点検結果		点検事項	点検結果			
	(a)	(b)		(a)	(b)		
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置		D 安全装置	各種 ロック	旋回	✓
		過負荷防止装置			バケット	✓	
		フックのほずれ止め			ブーム・アーム	✓	
		起伏制御装置					
		旋回警報装置					
	制御装置・作業装置	主巻・補巻		E 作業装置	警報装置	✓	
		起伏・旋回			アウトリガー	✓	
		クラッチ			ヘッドガード	✓	
		ブレーキ・ロック			照明	✓	
		ジブ			操作装置	✓	
B 車両部(下部走行体)	その他	滑車		F 走行部	ブレーキ		
		フック・バケット			駐車ブレーキ		
		ワイヤロープ・チェーン			ブレーキロック		
		玉掛用具			クラッチ		
		その他			操縦装置		
	走行部	操作装置		G 電気装置	配電盤		
		性能表示			配線		
		照明			絶縁		
		ブレーキ			アース		
		クラッチ			H その他		
ハンドル							
タイヤ							
クローラ							
警報装置							
C ゴンドラ	安全装置等	方向指示器		点検日	年月日	点検者	秋山 健児
		前後照灯					
		左折プロテクター					
		アウトリガー					
		昇降装置					
	その他	ベッセル		点検日	年月日	点検者	秋山 健児
		後方監視装置					
		突りよう					
		作業床					
		昇降装置					
電気装置							
ワイヤ・ライフライン							

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。
3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。
4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(42)まではD、E、F、G欄を、(43)から(47)まではB欄を、(48)はB、D、E欄を使用して点検すること。
5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)欄を利用すること。

6. 場内搬入後、持込機械届済証を当該機械に貼付すること。
7. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。
8. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

機械名

- クレーン
- 移動式クレーン
- デリック
- エレベーター
- 建設用リフト
- 高所作業車
- ゴンドラ
- ブルドーザー
- モーター・グレーダー
- トラクターショベル
- ザリ積機
- スクレーパー
- スクレープ・ドーザー
- パワー・ショベル
- ドラグ・ショベル(油圧ショベル)
- ドラグライン
- クラムシエル
- バケット掘削機
- トレンチャー
- コンクリート圧砕機
- くい打機
- くい抜機
- アース・ドリル
- リバース・サーキュレーショントドリル
- せん孔機
- アース・オーガー
- ベーパー・ドレーン・マシン
- 地下連続壁施工機械
- ローラー
- クロードドリル
- ドリルジャンボ
- ロードヘッダー
- アスファルトフィニッシャー
- スタビライザ
- ロードブレナ
- ロードカッター
- コンクリート吹付機
- ボリングマシン
- ブレーカ
- 鉄骨切断機
- 解体用つかみ機
- 重ダンプトラック
- ダンプトラック
- トラックミキサー
- 散水車
- 不整地運搬車
- コンクリートポンプ車
- その他

『移動式クレーン・車両系建設機械等使用届』の目的及び主旨

1. 事業主は、危険を防止するために、下記の労働安全衛生法第20条に基づき、実際に使用する業者が元方事業者に対し、工事に適した整備された機械を持ち込み、入場時の確認を受けることにより、使用に際する機械災害の未然防止を図る目的で、持ち込む前に届け出するものである。
2. 機械等の使用に際しては、元方事業者、関係請負人かを問わず、持込・使用会社が労働安全衛生法上の事業者として、同法を遵守しなければならない。
3. 元方事業者は下記の「労働安全衛生法第29条」にあるように、統括管理上、全ての持込機械の掌握管理を行う必要がある。
4. 機械等の貸与者は、他の事業者に貸与（リース車を含む。）する場合は、労働安全衛生法第33条に基づき労働災害を防止するために「機械等貸与者の講ずべき措置（安衛則666条）」及び「機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置（安衛則667条）」を遵守しなければならない。

※持込機械とは、自社（重層下請分も含む。）の保有機械、リース会社からのリース機械である。

（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（元方事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第29条

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第33条

機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

◎リース会社（機械貸与者）は「機械等の貸与者の講ずべき措置」（安衛則666条）を遵守する。

1. 点検、整備
 - ・機械をあらかじめ点検し、異常を認めたとときは、補修その他必要な整備を行うこと。
2. 書面交付
 - ・機械の能力と特性、その他使用上の注意すべき事項を、機械を受ける者に通知する。

◎機械を貸与された者は「機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置」（安衛則667条）を遵守する。

1. オペレータ（機械等を操作する者）が、法令に基づき必要な資格・技能を有する者であることを確認する
2. オペレータ（機械等を操作する者）に、下記の事項を通知する。
 - ① 作業内容
 - ② 指揮系統
 - ③ 連絡合図等の方法
 - ④ 運行経路、制限速度、機械の運行に関する事項その他、機械操作による労働災害防止に必要な事項

※元方事業者（元請）がリースした場合は、リース会社に代わり上記の措置を行う。

「移動式クレーン・車両系建設機械等使用届」に係る注意事項

- ・機械を持ち込むごとに使用届を提出し、受付の後、持込機械届済証を機械等の見やすいところに貼付すること。
- ・直近に実施した特定自主検査（年次）及び月例の定期自主検査帳票の写しを添付する。
- ・任意保険（移動式クレーンの場合）の写しを添付する。
- ・資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

■車両系建設機械等に関する特定検査制度

- 建設機械と荷役運搬機械は、労働安全衛生法により定期自主検査が義務づけられています。

労働安全衛生法（施行令）で指定された一定の機械については、定期自主検査（年次・月次など）を行う必要があります。これは自動車でいうところの車検制度に似ています。

- 特定自主検査とは

定期自主検査を行わなければならない機械のうち、建設機械（油圧ショベルなど）や荷役運搬機械（フォークリフトなど）等、特定の機械については、1年以内に1回（不整地運搬車は2年に1回）一定の資格を持つ検査者の検査を受けなければなりません。この検査を「特定自主検査」といいます。

- 特定自主検査の方法

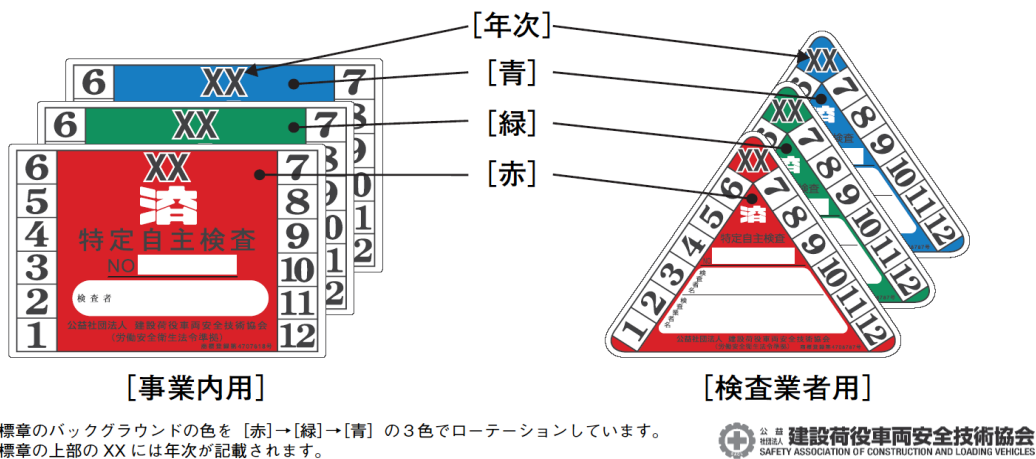
特定自主検査の方法としては、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」とがあります。

- 検査済標章（ステッカー）などの発行・管理

検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。（特定自主検査等の実施年月を明らかにする。）

1. 定期自主検査済標章
2. 特定自主検査済標章（事業内検査用・検査業者検査用）

特定自主検査済標章ステッカー



- 検査記録表の作成・管理

特定自主検査の検査記録は3年間の保存義務があります。記録表の用紙（厚生労働省監修）を主要機械別に作成して、頒布しています。

- 特定自主検査強調月間の実施

特定自主検査に対する理解と認識を高めることを目的に、毎年11月を「特定自主検査強調月間」と定め、厚生労働省・経済産業省後援、各労働災害防止団体協賛で全国一斉に特定自主検査の普及促進に努めています。

■移動式クレーンの安全装置（セーフティ・センサー）

